

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、本格的な少子高齢化の進展、人口減少社会への突入、さらには暮らしにおける人と人との結びつきの弱まりや人間関係の希薄化等を背景として、生活不安による生活困窮者の増加、虐待、自殺、高齢者の孤独死等、深刻な社会問題が発生しています。

また、地域には子育てや家族の介護、ひきこもり、就労等で悩んでいる方など、複数の要因が複雑に絡みあい、何らかの支援を必要としている方がいます。しかし、単に制度を当てはめるだけでは解決が困難な場合や、困っている方が制度の基準を満たさない場合など、これまでの対象者ごとや分野別に整備された縦割りの制度を適用するだけでは、対応が難しいケースも浮き彫りになってきました。

一方、1年の半分近くを雪と暮らす本市では、高齢者や障がい者にとって、毎日の雪寄せや雪下ろしは大きな負担となっています。あわせて近年多発する自然災害に備えるためにも、これらを地域課題として捉え、住民同士の支えあいのしくみを構築することが重要となっています。

そうした中、国においては従来の『縦割り』の支援や「支え手」「受け手」という関係を超えて、住民や地域を支える多種多様な団体や事業所などが主体的に『我が事』として課題を捉え、地域の人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで解決し、地域をともにつくっていく『地域共生社会の実現』を掲げています。

今後は地域の課題解決に向け、福祉分野だけに限らず保健・医療、教育、雇用など、様々な分野が横断的に連携し、生活上の困難を抱える方々が地域において自立した生活を送ることができるよう、包括的な支援体制を構築し、切れ目のない支援を実現していく必要があります。

本計画は、市政運営の基本方針である第2次横手市総合計画のもと、社会福祉法の改正を踏まえ、福祉分野の各計画をつなぐ上位計画として位置づけており、地域における日常生活上の課題に、すべての市民が手を取りあって、解決に取り組むことにより、地域の福祉力を高めていこうという、『みんなが主役！みんなで作る 人にやさしいまち横手』を基本理念とした福祉の基本方針を示す計画書です。

本計画に基づく、行政、地域住民、福祉関係者などの協働により、さらなる地域福祉の充実を図り、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる横手市を目指します。

2 地域福祉計画と地域福祉活動計画について

(1) 地域福祉計画

「地域福祉計画」とは、「社会福祉法」第107条の規定に基づき、住民に最も身近な市町村が、地域福祉推進の主体である住民などの参加を得ながら、地域の様々な福祉の課題を明らかにし、その解決に向けた施策や体制などを計画的に整備するための計画です。

福祉に関する計画は、従来「高齢者」、「子ども」、「障がい者」などの対象ごとに策定されてきました。しかし「地域福祉計画」は、「地域」という視点でこれらの対象ごとの福祉に共通する課題を整理し、住民とともに、地域で支援を必要とする様々な方の生活を支えていくことを目指す計画です。

■社会福祉法と「地域福祉」

社会福祉法の目的として、第1条に「地域福祉の推進」が明記されており、第4条では、「地域福祉の推進」の担い手として地域住民や社会福祉関係者が位置づけられています。

(地域福祉の推進)

第4条

地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下、「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

■社会福祉法における地域福祉計画の位置づけ

地域福祉計画については、社会福祉法第107条に位置づけられています。

(市町村地域福祉計画)

第107条

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

(2) 地域福祉活動計画

「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が中心となって、地域福祉の推進のために策定する活動・行動計画と位置づけられています。

地域福祉活動計画策定指針の概要（全国社会福祉協議会 2003年（平成15年）11月）

第1部 地域福祉活動計画策定の考え方

1. これからの「地域福祉活動計画」づくりの基本的な視点

地域福祉活動計画の策定にあたっては、市区町村地域福祉計画の法制化ならびにそこでの「住民参加」の強調、近年のNPO団体を含む市民活動の活躍、地方分権の推進等地域福祉をめぐる環境の大きな変化を踏まえ、以下のような視点を持つ必要がある。

- ① 市区町村社協は、積極的に地域福祉計画策定に協力するとともに、地域福祉活動計画を一体的に策定する。
- ② 「住民参加」に徹底して取り組む。
- ③ 福祉分野における市民活動の広がりの中で民間の協働計画としての性格を明確にする。

2. 地域福祉活動計画とは何か

地域福祉活動計画とは、社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画であり、その内容は、福祉ニーズが現れる地域社会において、福祉課題の解決を目指して、住民や民間団体の行う諸々の解決活動と必要な資源の造成・配分活動などを組織だてて行うことを目的として体系的かつ年度ごとにとりまとめた取り決めである。

(3) 横手市社会福祉協議会との連携

横手市社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、社会福祉法第109条の規定に基づき、地域福祉の推進を目的として横手市に設置された団体であり、地域住民、ボランティア、福祉、保健などの関係者、行政機関などの参加・協力を得ながら、地域に根差した様々な活動を展開しており、地域福祉推進のための中心的な役割を担っています。

また、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを推進するためには、行政と社協が緊密に連携し、取り組みを進めることがより効果的となります。そのため、市が策定する「地域福祉計画」と、社協が策定する「地域福祉活動計画」を一体的な計画として策定し、住民主体の取り組みを支援しながら、地域福祉のより一層の推進を目指します。

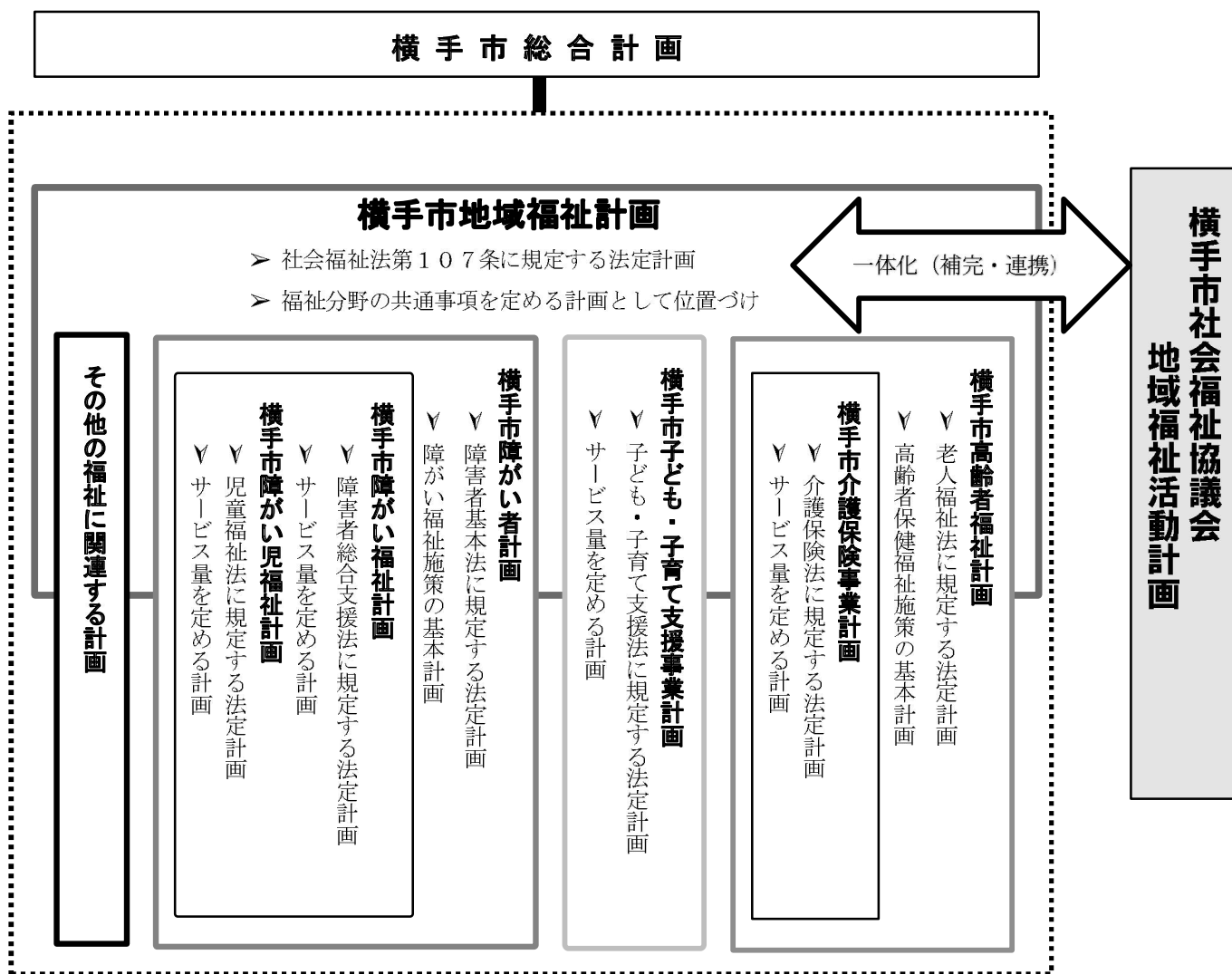
3 計画の位置づけ

「横手市地域福祉計画」は、市政運営の基本方針である第2次横手市総合計画の部門別計画としての性格を持っています。

また、高齢者、子ども、障がい者などの福祉に関連する当市の分野別計画と整合や連携を図りながら、これらの既存計画を横断的に接続する計画として、市民主体のまちづくりや市民参画を促し、市民の生活全般にわたる福祉の向上を図ることを目的としています。

当市では、地域福祉の基本理念や施策の方向性を共有しながら、市と社協とが連携し、地域の社会資源の発掘と社協のノウハウを活かしながら実践に移せるよう、地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定しました。

●地域福祉関連計画等との関係



※その他の福祉に関する計画には「健康よこて21計画」「横手市子どもの貧困対策推進計画」などがあります。

4 計画の期間

本計画は、令和2年を初年度とし、令和6年を最終年度とする5年間の計画です。

ただし、計画期間中であっても、計画の実施状況や社会情勢の変化など市民を取り巻く状況の変化に対応するため、必要に応じて計画を点検し、見直しを行い、他の関連計画との整合性を保ちながら計画の推進と評価を行います。

●地域福祉関連計画等の期間

関連諸計画	年度	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)	2025年 (令和7年)
第2次横手市総合計画	基本構想(10年)								
	前期基本計画(5年)				後期基本計画(5年：令和3年度～令和7年度)				
横手市地域福祉計画・ 横手市地域福祉活動計画	第2次計画(5年)		第3次計画(5年：令和2年度～令和6年度)						
横手市高齢者福祉計画・ 横手市介護保険事業計画	第7期計画(3年)			第8期計画(3年)					
横手市子ども・子育て支援 事業計画	第1期計画(5年)		第2期計画(5年：令和2年度～令和6年度)						
横手市障がい者計画	第2次計画(9年：平成27年度～令和5年度)								
横手市障がい福祉計画	第5期計画(3年)			第6期計画(3年)					
横手市障がい児福祉計画	第1期計画(3年)			第2期計画(3年)					
健康よこて21計画	第2期計画(10年：平成27年度～令和6年度)								